

## 宿日直業務委託契約書(案)

(委託者) 福島県(以下「甲」という。 )と、(受託者) (以下「乙」という。 )とは、福島県若松乳児院の宿日直業務の委託に関して、次のとおり契約を締結する。また、甲は宿日直業務の履行のため、乙に対して連帯保証人(以下「丙」という。 )の選任を求め、乙は丙の選任をしなければならない。  
(委託業務)

第1条 甲が乙に委託する業務は、別紙「宿日直業務委託仕様書」によるものとし、主な業務は次のとおりとする。

- 1 庁舎を保全し、巡回すること。
  - ア 宿直勤務 午前6時、午後6時及び午後10時に巡回する。
  - イ 日直勤務 午前10時及び午後3時に巡回する。
- 2 文書及び物品の收受並びに保管に関すること。
- 3 宿日直時における火災、地震等の災害、事故等の緊急時の対応に関すること。
- 4 その他甲が定める業務に関すること。

(委託契約期間)

第2条 委託契約期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(委託業務日及び時間)

第3条 委託業務日については、平日を宿直勤務、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始等の閉庁日は宿日直勤務とする。また、委託業務時間は、宿直勤務が午後5時15分から翌日の午前8時30分まで、宿日直勤務が午前8時30分から翌日の午前8時30分までとする。

(委託業務内容の変更等)

第4条 甲は必要がある時は、委託業務の内容を変更または一時中止することができる。この場合において、委託料の額または履行期限を変更する必要を甲が認めるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(契約保証金)

第5条 福島県財務規則第229条第1項第4号の規定により、乙の契約保証金はこれを免除する。

(委託料の額)

第6条 委託料は、年額  ,  円(うち消費税及び地方消費税の額  円)とする。

(信義誠実の履行)

第7条 乙は、当該委託にかかる業務を遂行するに当たっては、本契約書並びに甲の指示するところに従って、信義誠実に履行するものとする。

(委託業務従事者の責務)

第8条 乙の派遣した職員は、委託業務に万全を期し、誠実に勤めなければならない。

(委託業務の確認)

第9条 乙は、宿日直業務を実施したときは、その都度別に定める「宿日直日誌」を甲に提出し確認を受けなければならない。

- 2 日直勤務した場合は、引き続き宿直に入る後任者に対し、必要な事項の引き継ぎを行うこと。
- 3 甲は、必要に応じ委託業務の実施状況について検査し、指示することができる。

(委託料の支払い)

第10条 委託料の支払いは月割とし、乙は前月分を翌月初めに甲に請求するものとする。

- 2 甲は乙から適正な請求書を受領した時から30日以内に、乙に対して支払うものとする。

(費用負担)

第11条 甲は、乙に業務実施に要する機材器具を無償貸与し、消耗品を支給するものとし、それらの費用は全て甲が負担するものとする。

(賠償責任)

第12条 乙は、この業務の実施に当たり、故意又は重大な過失により甲の設備、器具等を滅失若しくは損したとき、又は、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この委託業務遂行上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(業務上の事故等の危険負担)

第14条 甲は、この契約により乙が行う業務上の事故または疾病について、甲に重大かつ明白な瑕疵が存しない限り、その責任を負わないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の帰すべき事由により、
  - ア 乙が契約期間内に契約を履行しないとき。
  - イ 乙が業務の履行を継続できないとき。
  - ウ 乙が業務の履行を継続できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約で定める着手期間を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 第15条の定めに違反したとき。
- (4) 前号の一に該当する場合を除く外、乙が正当な理由なくこの契約に違反し、その違反によって契約の目的が達せられないとき、またはそのおそれのあるとき。
- (5) 正当な理由により、甲または乙が契約の解除を申し出したとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (7) 乙が福島県庁舎等維持管理業務委託契約における労働関係法令遵守の確認等に関する要綱第7条各号のいずれかに該当するとき。
- (8) 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。
- (9) 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により履行期限の延長があった場合において甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は前項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲

が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.9%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

2 甲は前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対して30日前までに書面による契約解除を通知したうえで、この契約を解除することができる。

(談合による損害賠償)

第17条 甲は、乙の次の各号の一に該当するときは、第16条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として契約金額の2/10に相当する額を請求し、乙はこれを甲に納付しなければならない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

ただし上記一又は二のうち命令審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会公告第15号)第6項で規定する不当廉売に当たるとき、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が生じた実際の損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(疑義等)

第18条 この契約に定めのない事項または疑義のある事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

上記契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 会津若松市城東町1番100号

福島県若松乳児院長

印

乙

印

丙